

令和7年度 青森県立十和田工業高等学校 学校経営方針

令和7年4月1日

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 校訓

不撓 探究 至誠 明朗

3 教育目標

自ら主体的に学び、郷土を愛し、勤労を尊び、心豊かで未来を切り拓く調和のとれた産業人を育成する。

4 重点目標

- (1) 郷土及び日本の未来を担う人材の育成に努める。
- (2) 学習・部活動・学校行事等の教育活動において、きめ細かい指導を実践し、生徒と教職員の豊かな人間関係を基本に捉えて、社会の変化に即応できる資質・能力、及び体力の向上に努める。
- (3) 生徒・保護者や地域社会から信頼される学校であり続けるため、教職員は自ら学び続ける姿勢を持ち、社会の変化に即応できるよう自己研鑽に努める。

5 目標達成の具体施策

(1) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な探究の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能・技術」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やＩＣＴなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 各教科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生

活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

- ア 自主的、実践的に取り組むホームルーム活動の工夫
- イ 自治的な意識を高める生徒会活動の工夫
- ウ 生徒の個性の伸長を図り、触れ合いを深める活動の工夫
- エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育、健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

- ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
- ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
- エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・ホームルーム経営の充実
- ウ 生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 生徒が主体となる いじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質、能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に發揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境に関わる体験活動の推進

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導における ICT の適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

教職員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教職員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

(12) P T A活動の推進

学校教育目標が達成できるように、保護者と教職員が相互の理解を深め、家庭および学校とが連携・協働して、子どもの生活習慣や生活環境の改善・充実を図るために、会員相互の学習・研修活動などの充実に努める。

- ア 学校 PTA 活動の更なる活性化
- イ 会員相互の学習・研修活動などの充実

(13) 教職員の服務規律の遵守・徹底と学校における働き方改革の推進

信頼される学校であり続けるため、職の使命を自覚し、厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、その職務に精励する。また、質の高い教育を提供し続けられるよう、授業改善・学習環境改善・職場環境改善など、全員参加型カイゼン活動の啓発を通して、教育の質向上と業務の適正化を図り、適切な学校環境の維持・整備・充実に努める。

- ア 教職員の服務規律の遵守・徹底
- イ 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現
- ウ 学習の保証に向けた、より良い教育活動を目指した改善・改革（検討・検証・見直し）